

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-11	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1337	3083	ル	山林	0.079	スギ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-27	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1299-1	3083	ル	山林	0.060	スギ	67	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2	政所町	1331	3083	ル	山林	0.006	スギ	60						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

東近江市長 小椋 正清

住所（同上）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

[Redacted]

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-12	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1332	3083	ル	山林	0.018	スギ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-13	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1335	3083	ル	畑	0.029	スギ	62	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり 相続人 1/2超同意
2	政所町	1344-1	3083	ル	畑	0.028	スギ	62						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-14	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1327	3083	ル	山林	0.009	スギ	77	公告の日から 公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり	
2	政所町	1342-1	3083	ル	畑	0.043	スギ	62						
3	政所町	1345-1	3083	ル	畑	0.022	スギ	62						
4	政所町	1347-1	3083	ル	山林	0.006	スギ	60						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-15	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1330	3083	ル	山林	0.016	スギ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-16	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1322	3083	ル	畑	0.006	スギ	62	公告の日から 公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり	
2	政所町	1325	3083	ル	山林	0.007	スギ	50						
3	政所町	1326	3083	ル	畑	0.020	スギ	62						
4	政所町	1328	3083	ル	畑	0.018	スギ	62						
5	政所町	1343	3083	ル	畑	0.036	スギ	62						
6	政所町	1346-1	3083	ル	畑	0.005	スギ	62						
7	政所町	1348-1	3083	ル	山林	0.004	スギ	87						
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-17	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1312-1	3083	ル	山林	0.209	スギ	47	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり 相続人 1/2超同意
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-18	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1318	3083	ル	山林	0.069	スギ	102	公告の日から 公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等 の状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり 相続人 1/2超同意	
2	政所町	1319-1	3083	ル	山林	0.008	スギ	55						
3	政所町	1320-1	3083	ル	山林	0.007	スギ	60						
4	政所町	1321	3083	ル	山林	0.015	スギ	60						
5	政所町	1323	3083	ル	畑	0.022	スギ	62						
6	政所町	1324	3083	ル	山林	0.005	スギ	60						
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小 椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-19	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1333	3083	ル	山林	0.024	スギ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-20	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1311-1	3083	ル	山林	0.060	スギ	72	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-21	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1315-1	3083	ル	山林	0.089	スギ	82	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-22	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1316	3083	ル	畑	0.077	スギ	67	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のとお り 相続人 1/2超同意
2	政所町	1317	3083	ル	畑	0.013	スギ	67						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-23	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1336-1	3083	ル	宅地	0.024	スギ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-24	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [redacted]					（住所又は所在地） [redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1336-2	3083	ル	山林	0.046	スギ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-25	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [Redacted]					（住所又は所在地） [Redacted]				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1329	3083	ル	畑	0.029	スギ	62	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[Redacted]

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-26	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称） [REDACTED]					（住所又は所在地） [REDACTED]					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	政所町	1336-3	3083	ル	山林	0.025	スギ	62	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

[REDACTED]

住所（同上）

住所（同上）